

オークションにおける著作権法上の問題点

東京地方裁判所 平成21年11月26日判決
平成20年(ワ)第31480号 損害賠償請求事件

末 吉 瓦*

抄 録 絵画等の美術品の著作権者である原告らが、被告においてオークションの出品カタログ等に同美術品の画像を掲載し、また、その一部をインターネットで公開したことにより、原告らの複製権及び原告Aの公衆送信権を侵害したとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事件がある。本件を題材にして、オークションにおける著作権法上の問題点を点検しつつ、今年1月1日に施行された改正著作権法47条の2（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）の規定等を検討する。さらに、著作権法の今後を実務的に展望するとともに、知財法務に課された課題を考える。

目 次

1. はじめに
2. 東京地判平成21年11月26日
 - 2.1 事実関係
 - 2.2 裁判所の判断の概要
3. 検 討
4. 著作権法改正
5. 著作権法の今後
6. おわりに

これらに対する不法行為の後の日である平20年11月13日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、原告らの主張を概ね認め、原告Aへ20万円、原告Bへ9万円、原告Cへ14万円、原告Dへ9万円及びこれらに対する不法行為の後の日である平20年11月13日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を被告に対し命じた（東京地裁平成21年11月26日判決（平成20(ワ)31480））。

1. はじめに

本件は、絵画等の美術品の著作権者である原告らが、被告においてオークションの出品カタログ等に同美術品の画像を掲載し、また、その一部をインターネットで公開したことにより、原告らの複製権及び原告Aの公衆送信権を侵害したとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償の一部として原告Aが70万円、原告Bが35万円、原告Cが60万円、原告Dが35万円及び

本件を題材にして、オークションにおける著作権法上の問題点を点検しつつ、今年1月1日に施行された改正著作権法47条の2（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）の規定等を検討してみよう。

* 弁護士 Wataru SUEYOSHI

2. 東京地判平成21年11月26日

2.1 事実関係

(1) 本件著作物

まず、本件著作物は、原告Aの著作物であるA作品1（縦173.0cm，横250.0cm）及びA作品2（高さ19.0cm（台座を除く））、原告Bの著作物であるB作品（縦34.5cm，横40.5cm）、原告Cの著作物であるC作品1（縦116.4cm，横90.0cm）及びC作品2（縦26.8cm，横38.1cm）並びに原告Dの著作物であるD作品（縦90.9cm，横72.7cm）の6点である（なお、本判決では、「絵画等」とされているのみで、それ以上の詳細は不明である）。

(2) 本件著作権侵害行為

つぎに、本件で著作権侵害と指摘されている被告の行為は、いずれも「本件オークション」に関連したものであり、1)「本件フリーペーパー」への複製掲載（本件著作物全て）、2)「本件パンフレット」への複製掲載及び「本件パンフレット」の送信可能化（A作品1）、及び3)「本件冊子カタログ」への複製掲載（本件著作物全て）である。

ここで、「本件オークション」とは、被告が、平成20年11月25日、中華人民共和国の香港において開催した現代美術作品のオークションのことである。

1) 「本件フリーペーパー」への複製掲載（本件著作物全て）

ここで、「本件フリーペーパー」とは、訴外会社が、平成20年10月25日に発行した無料雑誌「art_icle 2008年11月号（Vol.13）」のことである（このフリーペーパーは、毎月1回、各6万部発行され、美術館、画廊、コンサートホール、劇場等の場所に備え置き、無料配布される）。本件フリーペーパーには、被告からの依頼に基

づき、平成20年11月24日に開催される宝飾品等のオークション、同月25日に開催されるチャリティーオークション及び本件オークションに出品される作品の画像を掲載したカタログが綴じ込まれた。この綴じ込みカタログは、ほぼA4サイズで、本件オークションに関する部分は8頁であり、本件オークションに出品される233点すべての作品の画像が掲載されたものであり、無料雑誌の一部として印刷や装丁は簡易なものであった。同カタログにおける作品1点当たりのスペースは、ほとんどが縦約3cm，横約4cmであり、そのスペースの左半分に収まる大きさで各作品の画像が掲載されるとともに、その右半分には、それぞれの出品作品のロット番号、作者名及びその出生年、作品名、作品の原寸、予想落札価格等が箇条書きで掲載された。本件著作物については、いずれも、縦が1.5cmから2.7cm，横が2cm程の大きさの画像が掲載された。

2) 「本件パンフレット」への複製掲載及び「本件パンフレット」の送信可能化（A作品1）

ここで、「本件パンフレット」とは、被告の活動を会員に知らせる機関紙（年数回発行）のうち平成20年10月ころ発行された、6頁から成る「EST-OUEST, NEWS 10月発行号」のことである（9,000人の被告会員に配布）。本件パンフレットは、縦26cm，横20cmで、少し厚みのある光沢紙1枚（26cm×40cm）を中央で折り曲げ、もう一枚（26cm×20cm）を挟んで作成された。その1頁目の上部には、「EST-OUEST AUCTIONS in HONG KONG」，「国内オークション史上初，香港オークション開催」との大きな見出しが付けられ、その下に、平成20年11月24日に開催される宝飾品等のオークション、同月25日に開催されるチャリティーオークション及び本件オークションについて、その開催日程、開催場所を伝えるとともに、本件オ

オークションの概要がPR的に簡単に記載された。1頁の下部には「エスト・ウエストオークションズin 香港／プレカATALOG」として、本件オークションの出品作品のうち3つの絵画の画像が作者名、制作年、作品名、画材及び原寸の箇条書きとともに掲載され、そのうち中央のものがA作品1であった。A作品の画像の大きさは、縦が4cm、横が5.7cm程で、印刷は鮮明であった。本件パンフレットの2頁以降にも、本件オークション及びそれとほぼ同時に開催されるオークションの出品作品の画像が複数掲載された。

本件パンフレットは、被告により、少なくとも平成20年10月20日から同月30日までの間、被告のウェブサイト上でダウンロードをすることが可能な状態とされた。本件パンフレットの1頁の電子データは、頁サイズが210×297mmであり、ファイルサイズが8.04MBであってそこに掲載されていたA作品1の画像は鮮明であり、パソコン上で400%の拡大表示をしても相当程度鮮明なものとなるものであった。

3) 「本件冊子カタログ」への複製掲載（本件著作物全て）

ここで、「本件冊子カタログ」とは、被告が、平成20年、本件オークションに先立ち発行した、出品作品の画像を掲載した2分冊の冊子のことである（3,000円で一般に販売）。被告は、本件冊子カタログを購入することにより落札権利者1名と同伴者1名が入場できるものとし、本件冊子カタログの購入を本件オークションに参加するための条件とした。本件冊子カタログは、縦30cm、横22.5cmの大きさ（ほぼA4サイズ）で、紙質は光沢のある厚手の紙であり、表紙及び裏表紙は本件オークションの出品作品の画像を使用した立派な装丁がされた。第1分冊は、ロット番号1から144までの作品の画像を10頁目から185頁目までの176頁にわたって掲載し、第2分冊は、ロット番号201から289までの作品

の画像を10頁目から163頁目までの154頁にわたって掲載し、合計233作品が掲載された。画像の掲載とともに、その作品のロット番号、作者名及び出生年、作品名、画材又は材質、原寸、サインの有無、予想落札価格等の情報が箇条書きで掲載された。作品の画像の多くは、A4サイズに収まる程度に縮小されて掲載された（以下、「作品紹介部分」という。）。また、第1分冊の巻末の187頁目から212頁目に相当する頁及び第2分冊の巻末の165頁目から183頁目には、出品作品の作者紹介がされ、出生年、出生場所、学歴、活動歴及び受賞歴等が記載されるとともに、出品作品の画像が小さく掲載された（以下、「作者紹介部分」という。）。出品者は、カタログ掲載料として、3,000円から3万円を被告に支払うものとされていた。

① 作品紹介部分の本件著作物の掲載

A作品1、B作品、C作品1及びC作品2については、それぞれ見開き2頁を使用し、左頁にロット番号、作者名、作品名等の資料的事項が記載され、右頁に、縦が約13cmから24cm、横が18.5cmの大きさで、それらの作品の画像が掲載された。

A作品2及びD作品については、それぞれ1頁を使用し、上3分の2程度のスペースに、A作品2については縦約14.5cm、横約7.5cmの大きさで、D作品については縦約16.5cm、横約13cmの大きさでそれらの画像が掲載され、その下にそれぞれロット番号、作者名、作品名等の資料的事項が記載された。

② 作者紹介部分の本件著作物の掲載

作者紹介部分には、原告A、原告B及び原告Dの紹介があり、それぞれにA作品2、B作品及びD作品の画像が、縦が約3cmから約4cm、横が約2cmから3.5cmの大きさで掲載された。

2.2 裁判所の判断の概要

【争点1（引用（著作権法32条1項）として適

法か) について】

著作権法32条1項の引用は、報道、批評、研究その他の目的で、自己の著作物の中に他人の著作物の全部又は一部を採録することをいうと解され、この引用に当たるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきである（最高裁判所第三小法廷昭和55年3月28日判決参照）。

本件フリーペーパーの綴じ込みカタログ、本件パンフレット及び本件冊子カタログの作品紹介部分は、作者名、作品名、画材及び原寸等の箇条書きがされた文字記載とともに、本件著作物を含む本件オークション出品作品を複製した画像が掲載されたものであったことが認められるものの、この文字記載部分は、資料的事項を箇条書きしたものであるから、著作物と評価できるものとはいえない。また、このような上記カタログ等の体裁からすれば、これらのカタログ等が出品作品の絵柄がどのようなものであるかを画像により見る者に伝えるためのものであり、作品の画像のほかに記載されている文字記載部分は作品の資料的な事項にすぎず、その表現も単に事実のみを箇条書きにしたものであることからすれば、これらカタログ等の主たる部分は作品の画像であることは明らかである。本件冊子カタログの作者紹介部分についても、文字記載部分は、単に作者の略歴を記載したものであるから、著作物とはいえず、また、作品の画像が主たる部分であると認められる。

よって、著作権法32条1項に該当しない。

【争点2（展示に伴う複製（著作権法47条）として適法か（本件フリーペーパー及び本件パンフレットへの掲載に関して））について】

著作権法47条の「小冊子」は、「観覧者のた

めにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする」ものであるとされていることからすれば、観覧する者であるか否かにかかわらず多数人に配布するものは、「小冊子」に当たらないと解するのが相当である。

本件フリーペーパーの綴じ込みカタログは、本件オークション及びその下見会に参加し本件著作物を観覧する者であるか否かにかかわらず自由に受け取ることができたものであるということが出来るから、「小冊子」に当たるものとはいえない。また、本件パンフレットは、オークションに参加するかどうかに関係なく9,000人の被告会員全員に配布されたことからすれば、本件オークション及びその下見会に参加し本件著作物を観覧する者であるか否かにかかわらず配布されたものということが出来るから、「小冊子」に当たるものとはいえない。

よって、著作権法47条に該当しない。

【争点3（時事の事件の報道のための利用（著作権法41条）として適法か（本件パンフレットへの掲載に関して））について】

本件パンフレットには、「国内オークション史上初、香港オークション開催」の見出しが付けられ、「国内オークション史上初の海外開催となるエスト・ウエスト香港オークション。」との記載があるものの、その他は、開催日時や開催場所に関するものや、本件オークション等の宣伝というべき内容で占められており、被告が「時事の事件」であると主張する初の海外開催という事実に関連する記述は見当たらない。上記記載の内容に照らすと、本件パンフレットは、被告の開催する本件オークション等の宣伝広告を内容とするものであるというほかなく、時事の事件の報道であるということとはできない。

よって、著作権法41条に該当しない。

3. 検 討

オークションを開催するには、カタログが必

須である。このカタログには、出品する美術品の写真を掲載する必要がある。

しかし、美術品を写真撮影することは、美術品の所有者が撮影したとしても、複製になる。ここで、「複製」とは「有形的に再製すること」（著作権法2条1項15号）であるが、判例では、さらに、「既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製すること」をいうと解されている（「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」最判昭和53年9月7日判時906号38頁）。オークションカタログの場合においては、複製に該当しないとの構成は、困難であろう。本件では、複製権侵害行為及び送信可能化行為があることについて当事者間に争いはない。

ところで、複製権のような支分権のどれかに該当するだけでは、著作権侵害とは決めつけられない。著作権法は、個別の権利制限規定を設けているからである（著作権法30条～50条）。これらは、日本を含む加盟国の著作権法が遵守すべき条約であるベルヌ条約9条(2)の範囲内（つまり、権利制限を正当化する三段階テスト（スリー・ステップ・テスト）の要件「特別な場合において、当該著作物の通常の利用を妨げず、正当な利益を不当に害しないこと」の範囲内）において、例外的に著作権が制限される場合を列挙しているもので、これら例外に該当する場合には、著作権者の同意がなくとも、著作権侵害とはならない。本件では、引用（著作権法32条1項）、展示に伴う複製（著作権法47条）及び時事の事件の報道のための利用（著作権法41条）の各権利制限事由が被告から抗弁として主張されている（権利制限事由は被告が証明責任を負担する抗弁である）。

まず、「引用」については、「公正な慣行に合致する」と「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる」ことが要件として規定されているが、裁判例においては、

その内容は、利用する側の著作物と利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること（明瞭区別性）と、両著作物の間に主従関係があること（附従性）が要件であるとされている（本判決も引用する「パロディ事件」最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁）。本判決もこれに従った（引用する側の著作物性と付従性とを否定した）。「バーンズコレクション事件」東京地判平成10年2月20日知的裁集30巻1号33頁でも、引用する側の著作物性が否定されている。オークションカタログの場合には、この引用の規定の適用が最も理論的に親和性がある。しかし、上記最高裁判決に従えば、美術評論家の論文の体裁にでもしなければ、引用で救済されないと解される。このように要件が厳しいので、実務では、引用の規定によって救済される場合は少ないと考えている。

つぎに、「展示に伴う複製」については、観覧する者であるか否かにかかわらず多数人に配布するものは「小冊子」に当たらないとされており、本判決もこれに従ったものである。オークションカタログの場合には、配布先にはこのような限定がないのが通常なので、「小冊子」に当てはめることには難がある。

さらに、「時事の事件の報道のための利用」について本判決は、本件パンフレットの記載内容に照らし、否定した（上記「バーンズコレクション事件」では該当性が一部肯定されている）。

ここで、権利制限規定は限定列举主義なので、「権利制限の必要性」「国際慣習」等は、いずれも抗弁たり得ないし、権利濫用の主張が認められる幅も狭いことに注意すべきである。

だからこそ、オークションの場合の著作権制限規定が必要だったのである。

4. 著作権法改正

近年、税務当局が税金滞納者から差し押さえ

た絵画をインターネットオークションで公売する際、画家の許諾を得ないで画像を掲載するのは著作権（「複製権」及び「公衆送信権」）との関係が問題になるのではないかと指摘された事例があった。確かに、インターネットオークションにおいて美術作品等の画像を掲載することについては、著作物の複製や自動公衆送信（送信可能化）が問題となると考えられる。他方、公売財産となった絵画作品の中には作者不詳のものも多く、限られた期間に著作権者の許諾を得ることとするのは困難である、との問題意識もあった¹⁾。

そこで、改正著作権法は、下記枠内のとおり、美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等の規定（47条の2）を新設した（平成22年1月1日施行）。これにより、売り主が取引を行う際の商品情報の提供の必要性を根拠として、譲渡権等を侵害することなく美術品等を譲渡等することができる場合には、当該美術品等を画像として複製・掲載する行為（公衆送信・送信可能化を含む）について、権利制限される。ここで、インターネットに限定せず、オークションが射程内とされていることに注意したい²⁾、³⁾。

改正著作権法47条の2

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止す

るための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

また、権利者の利益を不当に害しないための条件について、取引の実務の状況等を踏まえて適切に進めるべく、政令・省令が規定されている。すなわち、著作権法47条の2を受けて、政令である著作権法施行令7条の2は「政令で定める措置」として複製等について講ずべき措置を規定し、さらに、これを受けて、省令である著作権法施行規則4条の2が複製により作成される著作物の表示の大きさ・精度の基準を規定している。これらの概要は、つぎのとおり。

【複製の場合の要件】 下記①～③のいずれか

①. 図画として複製を行う場合、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが50平方センチメートル以下

②. デジタル方式により複製を行う場合、当該複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が32400以下

③. ①②に合致しなくとも、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が、譲渡・貸与に係る著作物の原作品・複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡・貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すること

【公衆送信（コピープロテクションなし）の場合の要件】 下記（ア）（イ）のいずれか

（ア）. デジタル方式により公衆送信を行う場合、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が32400以下

（イ）. （ア）に合致しなくとも、公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、譲渡・貸与に係る著作物の原作品・複製物の大

きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡・貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すること

【公衆送信（コピープロテクションあり）の場合の要件】下記（a）（b）のいずれか

（a）. デジタル方式により公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る映像を構成する画素数が90000以下

（b）. （a）に合致しなくとも、公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、譲渡・貸与に係る著作物の原作品・複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡・貸与の申出のために必要と認められる限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すること

この改正著作権法を本件に当てはめてみる。本件著作物はいずれも美術の著作物である。改正法の「申出の用に供するため」はどこまでの範囲かが必ずしも明確ではないが、狭く限定されるべきではなく、本件における「本件フリーペーパー」「本件パンフレット」「本件冊子カタログ」は、いずれも該当すると解される。

さらに、本件に上記政省令を当てはめてみると、（i）「本件フリーペーパー」への本件著作物の掲載はいずれも要件を充足し（複製の場合の①要件）、（ii）「本件パンフレット」へのA作品1の掲載は要件を充足する（複製の場合の①要件）が、公衆送信画像については要件を充足しているのかが不明（公衆送信の場合の要件該当性の問題が残る）であり、（iii）「本件冊子カタログ」については、A作品2、B作品及びD作品の画像のうち、縦が約3cmから約4cm、横が約2cmから3.5cmの大きさのもののみ要件を充足する（複製の場合の①要件）が、その余は複製の場合の①要件は充足していないので、

複製の場合の③要件該当性の問題が残る。

なお、権利制限され適法とされた複製物についての、譲渡については、著作権法47条の9により権利制限されている（すなわち、著作権法47条の2の規定により複製することができる著作物は、同条の適用を受けて作成された複製物の譲渡により公衆に提供することができるが、同条に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない、とされている。）。

ここで、バスケット条項（補充的な一般条項）としての包括的な要件である、複製の場合の要件③、公衆送信（コピープロテクションなし）の場合の要件（イ）、及び公衆送信（コピープロテクションあり）の場合の要件（b）であるが（コピープロテクションのある公衆送信の場合には「必要な最小限度のもの」部分が「必要と認められる限度のもの」となっている）については、その解釈が明確でなく、当てはめが簡単ではない。この点は、今後の実務の重要な課題となっている。個別の事案の余りにも具体的な事実関係を検討しなければ上記要件の充足性を判断出来ないものとなるのであれば、当てはめはとて複雑になり、円滑な運用は、困難となるだろう。もっと、使い勝手のいい運用を望みたい。

ところで、CDジャケットや書籍の表紙が美術の著作物又は写真の著作物の複製物の場合には、著作権法47条の2は適用されるのだろうか。これを積極的に解する説がある⁴⁾。

また、同条と、著作者人格権である改変権との関係はどうだろうか。表現が大きく悪化してしまう場合以外は、著作権法20条2項4号の「やむを得ない改変」として許されるとの説がある⁵⁾。

これら細かい論点は、余り議論されていなかったのだが、積極的な解釈が実務に定着することによって、活発なオークション活動の支えに

なることを期待したい。

5. 著作権法の今後

会社で購入した雑誌の論文を自分だけの利用のためにコピーすることは複製権侵害である。

ここで、著作権法30条1項では「私的使用」のための複製を権利制限しているが、残念ながら、企業における「自分だけ」は、ビジネス・ユースと考えられており、この「私的使用」には該当しないと考えられている。ただ、この程度では誰も文句をつけないとも言われている。この点はもっとクリアにしたいのだが、現在展開されている日本版フェアユースをめぐる改正論議でも、この点は取り上げられていない⁶⁾。

著作権法は、このように現実と乖離したものとなっているし、改正しても、オークションの場合のように不明確さが残ってしまうのである。

日本版フェアユース規定の次は、「パロディ」関係の権利制限規定等が議論される予定であるが、その次は未定である。上記のビジネス・ユースの議論も展開されていいはずだが、十分な立法推進者（プレッシャー・グループ）がいらない。このような「立法推進者が弱い」論点についての著作権制限をどうするかは、今後の重要な課題となるであろう。

6. おわりに

この間、著作権法を含む知的財産法は盛んに改正されてきたが、残されている立法問題には難問が多く、立法は難しくなってきた。このような場合、当面はビジネスの現場の知恵で問題を乗り越えていくしかない。最近、紛争を予防するための契約スキルを高めようと努力する知財法務担当者が増えてきたのは、自然な流れである。当然、紛争解決スキルも重要になる。

しかし、例えばデジタルアーカイブをめぐる個別の契約条件の交渉が難しいことから分か

るとおり、契約だけでは解決できない問題がある。この局面では、法制度や契約だけでは乗り越えられない難問を解きwin-winモデルを作ることが求められている。

さらに、たとえば、日本版フェアユース規定の導入をめぐる意見調整が長く続いているが、仮に立法されたとしても、日本版フェアユース規定を前提とした具体的なガイドライン（運用ルール）の民間（NGO）での策定や、フェアユース紛争の解決に適した新しい民間紛争解決機関（ADR）の設置等が必要なのではあるまいか。

だから、オークションに関する著作権法改正後も、関係事業者間での運用ルールの策定など、知財関係者の知恵の出どころが残されているというべきである⁷⁾。

注 記

- 1) 文化審議会著作権分科会報告書（平成21年1月）50頁～53頁
- 2) 本改正作業で参照されたドイツ著作権法58条（展示、公衆販売及び公衆に利用可能な施設における著作物）については、本山雅弘訳『外国著作権法令集（37）ードイツ編ー』（（社）著作権情報センター，2007年）37頁～38頁。
- 3) 本改正の解説については、文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律（平成21年改正）について」コピライト585号（2010年1月）21頁～50頁，文化庁長官官房著作権課「平成21年著作権法・政省令の概要」L&T47号（2010年4月）38頁～46頁，池村聡『著作権法コンメンタル別冊平成21年改正解説』（勁草書房，2010年）61頁～74頁など。本改正に対する批判的検討として、小川明子「著作権法改正による美術の著作物への影響－47条の2と追及権－」季刊企業と法創造6巻5号（通巻22号，2010年）124頁～134頁。
- 4) 池村前掲注3）64頁。売買対象の中心となるのは、CDや書籍であるので、ジャケットや表紙は、改正法47条の2の「美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他の…者が、…その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与し

ようとする場合」に該当しないとの解釈もありうる。しかし、CDジャケットや書籍の表紙が美術の著作物又は写真の著作物の複製物の場合には、これらに同条の適用を排除すべき文言上の支障はなく、かつ、購買者の意識や、オークションの出品カタログにおける画像掲載の必要性等からも、このような解釈が妥当であるとする。

- 5) 池村前掲注3) 72頁。そもそも、著作者人格権の規定は、解釈上不明確なところが増大している。いずれ、大幅な改正が必要である。ただ、著作財産権の権利制限を規定したのに、著作者人格権侵害になるというのでは、おかしい。そこで、権利制限規定に該当する場合には、原則として、著作者人格権侵害にならないように解釈しようとする態度が適切な解釈態度であろう。池村前掲注3) もこれに従ったものであろう。
- 6) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」(平成22年4月)によると、「A その著作物の利用を主

たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」を中心に検討されることとされている。

- 7) 本稿全体の参考文献として、田村善之「絵画のオークション・サイトへの画像の掲載と著作権」知財管理56巻9号1307頁～1322頁(2006年)、Yoshiyuki Tamura “Rethinking Copyright Institution for the Digital Age” W.I.P.O.J. No.1, pp63-74 (2009)。

(原稿受領日 2010年5月12日)

